

一宮川流域治水協議会 市町村部会の設置について

流域のあらゆる関係者が協働して行う**流域対策やソフト対策**について、**地域に応じた対策の検討**^{※1}や**試験施工**^{※2}を実施し、地域との合意のうえで、**令和3年度末迄に具体的な内容を取りまとめるため、流域治水協議会の下に市町村部会を設置**したい。

※1 地域によって効果的であったり、取り組みやすい対策が異なると想定。

※2 例えば、梅雨の時期までに現況の田んぼの貯留機能を調査のうえ、台風時期（稲刈り後）に排水調整することによる機能向上量を検証する、など。

今回の協議会において、**流域内の6市町村**において**市町村部会を設置することについて合意**いただいた上で、各市町村で規約を策定し、随時設置していただきたい。

なお、市町村部会の運営にあたっては、**事務局は市町村**とするが、**県が部局横断的な体制により最大限支援**するものとする。

(参考) 一宮川流域治水協議会 規約

第7条 協議会の下に、市町村部会を設置することができる。

2 市町村部会の規約は別途定める。